

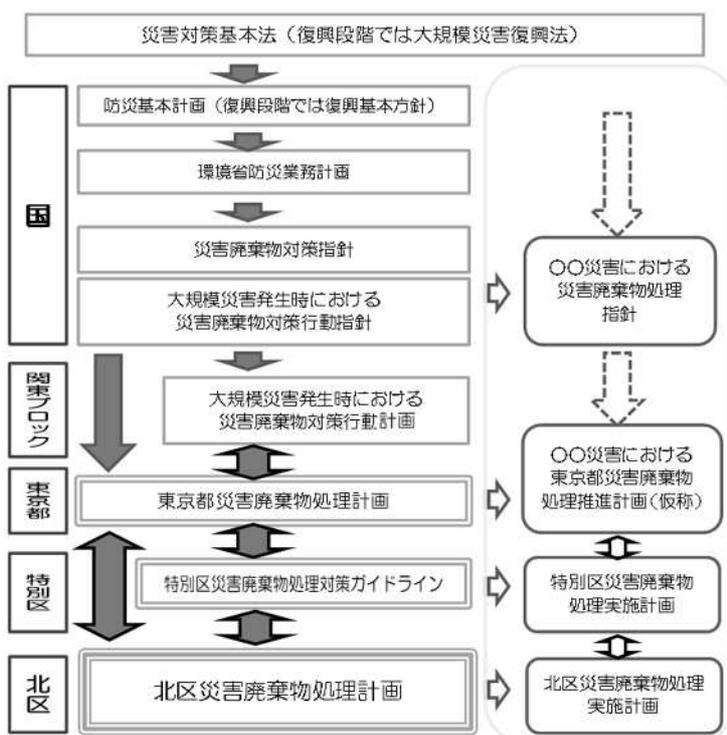
# 北区災害廃棄物処理計画【概要版】

## 計画の目的

- 1 大規模災害で発生した災害廃棄物を迅速・適正に処理  
→ 区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期復旧、復興に資する
- 2 あらかじめ災害廃棄物処理における課題を抽出し対策  
→ より具体的かつ実効性ある災害廃棄物処理体制を構築する
- 3 各主体の役割を明確化  
→ 区、特別区、清掃一組、東京都、事業者、区民等の円滑な相互連携の実現に資する

## 計画の位置付け

国指針や関係法令等、関連計画との整合性を図り、**災害廃棄物に関する基本的事項**を定める。



## 改定のポイント

### 災害廃棄物発生量の見直し

「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和4年5月）の改定のため

### 対象災害に風水害を追加

近年頻発・激甚化する台風や豪雨への対応のため

## 対象とする災害

対象災害	想定
地震災害	都心南部直下地震（冬・18時・風速8m/s）
風水害	荒川氾濫

※東京都北区地域防災計画で被害が想定されている富士山噴火による降灰については、国や都の今後の動向を踏まえ対応を検討していく。

## 対象とする災害廃棄物



災害によって発生するがれき及び被災した地域の家庭から排出される片付けごみや生活ごみ、避難生活に伴い発生する避難所ごみやし尿のほか、通常生活から発生する家庭廃棄物を含む。

## 性質・性状によるがれき・片付けごみの主な区分例

- 可燃物、可燃系混合物
- 木くず
- 畳、布団
- 不燃物、不燃系混合物



- コンクリートがら



- 金属くず



- 廃家電



- 腐敗性廃棄物



出典：災害廃棄物対策情報サイト (<http://kouikishori.env.go.jp/>)（環境省）

## 災害廃棄物発生量

地震災害	合計	組成別発生量				
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず
重量(万トン)	90.1	13.8	4.9	27.0	43.7	0.7
体積(万m <sup>3</sup> )	111.6	34.5	12.2	24.6	39.7	0.7

- ・東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年）
- ・環境省「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年）及び技術資料により推計

風水害	合計	組成別発生量						
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	土砂
重量(万トン)	90.1	1.8	3.9	63.5	8.9	0.5	0.5	10.8
体積(万m <sup>3</sup> )	87.3	4.6	9.8	57.8	8.1	0.5	0.5	6.0

- ・「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～」（令和6年3月）
- ・環境省「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年）及び技術資料により推計

生活ごみ(自宅)	避難所ごみ	し尿(避難所)
196 トン/日	30 トン/日	177,939 L/日

たとえば



東京タワー  
の重さは  
約4,000トン



東京ドーム  
の体積は  
約124万m<sup>3</sup>

## 風水害による災害廃棄物の対応時に考慮するポイント

### 迅速な収集・運搬

短時間に大量発生し、水に浸かることで重量が増し、腐敗や悪臭が発生する恐れがあるため

### 仮置場の配置の配慮

主に畳、ふすま、家具、家電、電化製品等の発生が予想され、分別して搬入・搬出を実施するため

### 消毒・消臭対策

腐敗による悪臭防止のため

### 散水等の実施

粉じんの飛散防止のため

## 各主体の役割分担

①北区	自区域内で発生した災害廃棄物の収集・運搬を実施
②特別区	各区域内で発生した災害廃棄物の収集・運搬を実施 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置
③清掃一組	可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理 くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理
④清掃協議会	廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する連絡調整等の実施
⑤東京都	災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整の実施
⑥事業者	被災した事業場から排出される廃棄物の分別や再生利用、再資源化
⑦区民	廃棄物の排出段階での分別の徹底

## 災害廃棄物処理の基本的考え方

1

### 衛生的な処理

生活環境の保全・公衆衛生の確保のため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿を最優先としながら、適正・円滑・迅速に処理を行う。

2

### 安全性の確保

宅地での解体作業や仮置場等での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。

3

### 分別・再生利用の推進

災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を促進する。

4

### 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

5

### 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

6

### 区民やボランティアとの協力

生活ごみ・し尿、片付けごみ等の排出・分別ルールをわかりやすく広報し、区民やボランティアと協力して分別を徹底する。

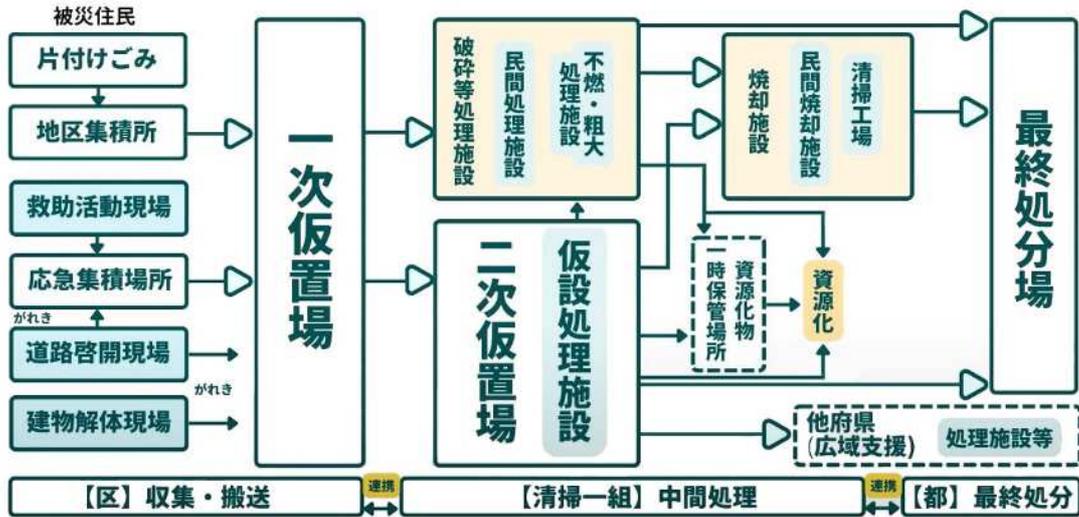
7

### 共同処理及び関係機関との連携

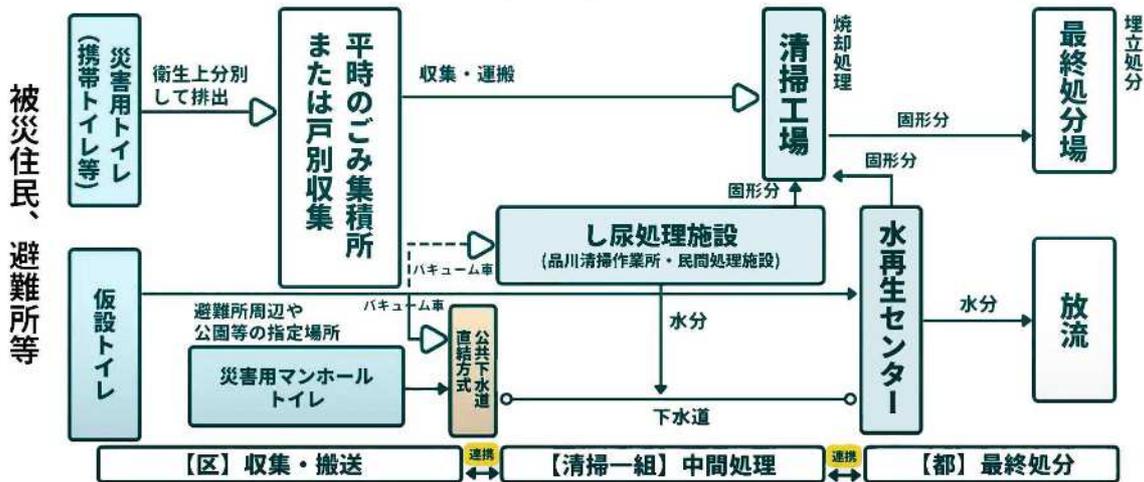
特別区で連携し、清掃一組・清掃協議会・都・事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。処理能力が不足する場合は国、他自治体などの協力・支援を受けて処理する。

# 災害廃棄物処理の流れ（基本的な処理フロー）

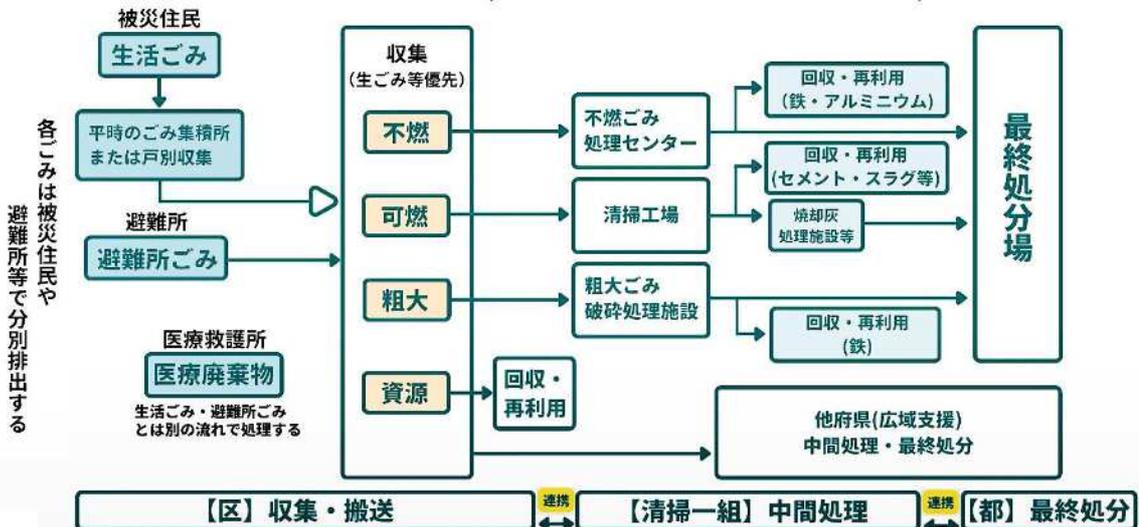
## がれき・片付けごみの処理の流れ



## し尿処理の流れ



## 生活ごみ・避難所ごみ等の処理の流れ



# 災害廃棄物対策

## 平常時の対策として行う事項

- 組織体制の検討
- 協力・支援(受援)体制の検討
- がれき処理(公費解体)に関する検討
- 最終処分にかかる検討
- し尿、生活ごみ処理方法の検討
- 情報収集・連絡体制の検討
- がれき処理(道路啓開)に向けた調整
- 仮置場等の確保
- 仮置場等の原状復帰にかかる検討
- 区民への事前周知

例えば

### 区民への事前周知

- 生活ごみの排出方法
- 避難所ごみの排出方法
- 災害時のし尿処理方法
- 片付けごみの排出方法
- 罹災証明申請方法
- 公費解体に関する手続方法
- 不法投棄、野焼き等  
違法行為に関すること

例えば

### 仮置場の確保

- ①基本方針 ②必要性 ③候補地 ④管理運営方法 ⑤資機材確保  
をあらかじめ検討

区設置の仮置場 <sup>※1</sup>	定義	設置時期
応急集積場所	救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な仮置場	発災 24 時間 以内～1 週間
地区集積所	住宅地等に設置し、区民が自ら災害廃棄物を搬入する仮置場	1 日後 ～1 カ月 <sup>※2</sup>
一次仮置場	地区集積所等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場	3 日後 ～3 年

※1 このほか、特別区が設置主体となる「二次仮置場」「資源化物一時保管場所」がある。

※2 被害状況及び災害廃棄物の搬入状況を踏まえ、設置期間の延長を検討する。



応急集積場所



地区集積所



一次仮置場

出典：災害廃棄物フォトチャンネル

[http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/h28\\_shinsai/detail/?id=KM-00-02-065&rtp=search&p=2&od=asc](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shinsai/detail/?id=KM-00-02-065&rtp=search&p=2&od=asc)

[http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/r01\\_typh19/detail/?id=HA-06-01-001&rtp=search&p=6&od=asc](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/r01_typh19/detail/?id=HA-06-01-001&rtp=search&p=6&od=asc)

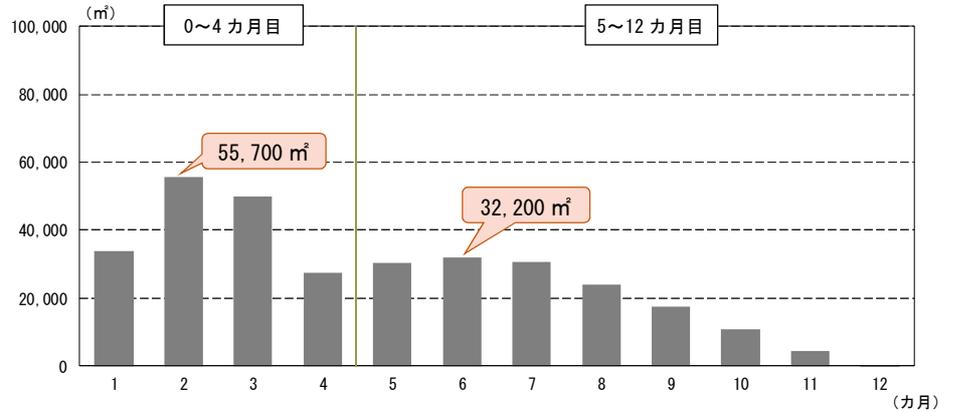
[http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/h28\\_shinsai/detail/?id=KM-00-02-046&rtp=search&p=4&od=asc](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shinsai/detail/?id=KM-00-02-046&rtp=search&p=4&od=asc)

## 仮置場等の必要面積の推移

### 地区集積所

#### 前提条件

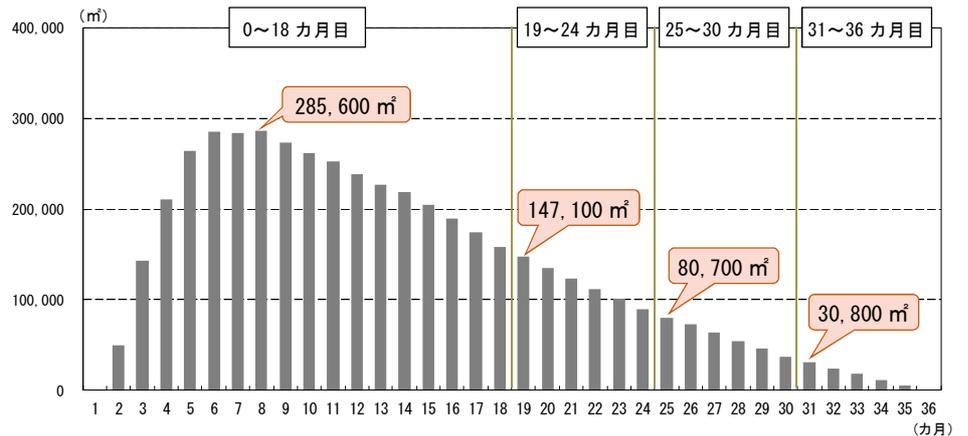
- 発災直後から搬入開始
- 発生量・貯留量のピーク  
⇒発災後 2 カ月目
- 搬入受入期間を発災後  
1 年間程度と想定し搬出  
作業を実施



### 一次仮置場

#### 前提条件

- 発災直後から搬入開始
- 解体撤去棟数のピーク  
⇒発災後 3 カ月目
- 貯留量のピーク  
⇒発災後 8 カ月目
- 搬入受入期間を発災後  
3 年間程度と想定し搬出  
作業を実施



### 初動期の対策として行う事項(おおよそ 72 時間まで)

#### 区が実施

##### がれき・片付けごみ処理

- ・被害状況把握
- ・道路啓開の実施
- ・応急集積場所設置
- ・協定先協力要請
- ・地区集積所設置

##### し尿処理

- ・被害状況把握
- ・避難所開設状況把握
- ・仮設トイレ等の確保
- ・し尿処理実施計画
- ・収集運搬体制確立、協定先  
への要請

##### ごみ処理

- ・被害状況把握
- ・避難所等開設状況把握
- ・ごみ処理実施計画
- ・地区集積所の活用
- ・収集運搬体制確立

区民やボランティアへの周知 (以後継続的に実施)

## 初動期の対策として行う事項(おおよそ 1 カ月まで)

区が実施		
がれき・片付けごみ処理	し尿処理	ごみ処理
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の処理</li> <li>・発生量推計、処理能力把握</li> <li>・がれき処理基本方針策定</li> <li>・一次仮置場の設置</li> <li>・公費解体範囲決定</li> <li>・貴重品や思い出の品等の取扱い</li> <li>・都への応援要請（運搬車両）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設稼働状況把握</li> <li>・都への応援要請（運搬車両）</li> <li>・し尿の汲み取り搬入</li> <li>・携帯トイレ等収集運搬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬の開始</li> <li>・都への応援要請（運搬車両）</li> </ul>
<p>※中間処理、最終処理は特別区で連携して実施</p>		

## 応急期の対策として行う事項(おおよそ 3 カ月まで)

区が実施	特別区が実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生量、要処理量、処理可能量の見直し</li> <li>・公費解体範囲の公表</li> <li>・国庫補助金対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次仮置場設置、搬出</li> <li>・広域処理の調整</li> <li>・中間処理、再資源化、最終処分の実施</li> <li>・仮設処理施設の設置運営</li> </ul>

## 復旧復興期の対策として行う事項(おおよそ 3 年まで)

区が実施	特別区が実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費解体受付準備、公費負担がれき処理</li> <li>・進行管理</li> <li>・災害廃棄物処理実施計画見直し</li> <li>・仮置場等の原状復帰</li> </ul>	<p>※応急期に引き続き、中間処理、最終処分等を実施</p>

### 北区災害廃棄物処理計画【概要版】

令和 7 年 3 月発行 刊行物登録番号 6-2-182

発行：東京都北区生活環境部リサイクル清掃課

〒114-0002 東京都北区王子 1-12-4TIC 王子ビル

電話 03-3908-8538（直通）



北区ホームページ